

扶 養 親 族 届

電子媒体で作成する場合は署名・押印不要

令和3年 4月 1日提出

国立大学法人新潟大学学長	勤務部署	新潟大学人文社会・教育科学系		
殿	職名	講師	氏名	新潟 一郎

国立大学法人新潟大学職員給与規程第22条（扶養手当）に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由<該当する□にレ印を付すとともに、事実の発生日を記入すること>

- 1 新たに職員となった
- 2 扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
- 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く）

新たに扶養親族となる者が生じた場合、2にチェック

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日	届出の事由
				所得の種類	金額		
新潟 次郎	子	令3.3.24	同居	無	0	令3.3.24	出生のため
				所得とは、課税上の所得ではなく、 総収入金額のこと			婚姻の場合は、婚姻日 子の出生の場合は、出生

必要書類：婚姻の場合（参考）

※必要に応じて、別途証明書等が必要となることがあります。

※やむを得ず必要書類が一部遅延する場合は先に扶養親族届を速やかに提出願います。

- ・「戸籍謄本」
- ・『収入見込み証明書』
※配偶者が勤務しており、かつ収入が130万円未満の場合
- ・「所得証明書」または「非課税証明書」
※市区町村の役所で交付申請願います。

必要書類：子の出生の場合（参考）

※必要に応じて、別途証明書等が必要となることがあります。

※やむを得ず必要書類が一部遅延する場合は先に扶養親族届を速やかに提出願います。

- ・「住民票」または「戸籍謄(抄)本」(世帯主名及び続柄が記載されたもの)
※住民票は職員本人が世帯主の場合、戸籍謄本は世帯主ではない場合や別居している場合。
- ・『非受給証明書』
※配偶者が勤務している場合は、子に対して職場から手当が支給されていない証明が必要となります。